## 令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(国土交通省自動車局技術・環境政策課)

項目	名	自動車重量税に係るエコカー	減税の延長・見直し			
税	目	自動車重量税				
要	令和う。	3 年度与党税制改正大綱等を	踏まえ、以下の方向て	所要	の見ī	直しを行
望	能の	境負荷の低減に対する要請の高 強化、市場への配慮等の観点を ついて延長するとともに、各税	と踏まえつつ、自動車	重量税	のエ	ティブ機 コカー減
Ø	【関係法令】 自動車重量税法第7条、同法施行令第4条、5条、同法施行規則第2条 租税特別措置法第90条の11、第90条の11の2、第90条の11の3、第90条 の12					
内	同法施	行令第 51 条の 2、同法施行規則	川第 40 条の2、第 40 条	€の4		
			平年度の減収見込額		-	百万円
容			(制度自体の減収額)	(	-	百万円)
			(改正増減収額)	(	_	百万円)

# 設 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 لح す る 理 由

#### (1) 政策目的

環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減 等を図る。

### (政府目標)

- 2030 年に新車販売に占める次世代自動車(※1)の割合を5割から7割 (※2)とする(成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決 定))
  - (※1) 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車
  - (※2) 令和3年度における新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割 合は 45.8%となっている。
- 2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現できるよう、包括的 な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20~30%、2040 年までに、新車販売で、電動 車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進などの包括的措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開 発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導 入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。(「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和 3年6月18日))
- 2030年の運輸部門の二酸化炭素排出量を2013年度比で35%削減する(「地 球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定))
- 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに新車販売でい 村本の古成然村の内然機関への利用も見協え、2000 年までに新華販売でいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする目標等に向けて、蓄電池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充てんインフラの整備等による集中的な導入を図るとともに、中小サプライヤー等の業態転換を促す。(「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定))
- 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車 販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・ インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求 し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。(「新しい 資本主義のグランドデザイン及び実行計画~人・技術・スタートアップへの 投資の実現~」(令和4年6月7日閣議決定))

#### (2) 施策の必要性

地球温暖化問題や自動車からの排出ガス(NOx・PM)による大気汚染問題等の 環境対策に加え、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応するため、自動 車重量税について、令和3年度与党税制改正大綱等に沿って、見直しを行う必 要がある。

今回の要	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合
		政 策 の 達成目標	<ul><li>① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。</li><li>② 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す。</li></ul>
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和5年5月1日~令和7年4月30日)
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
望(租		政策目標の 達 成 状 況	新車販売台数に占める次世代自動車の割合 平成20年度(エコカー減税導入前): 3.0% 令和3年度(エコカー減税導入後): 45.8%
税特別措	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
14置)に関連する事項		要望の措置 の効果見と み(手段とし ての有効性)	エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど(約35ポイント増加)、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術が関における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。  〇新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)  「年度 R1 R2 R3割合 39.0% 41.2% 45.8% 45.8% 45.8% 45.8% 45.8% 6712/4,173,186 6712年度:1,588,179/3,858,350 6713年度:1,586,675/3,467,561

	当該要望項 目以外の税 制上の措置	自動車税・軽自動車税に係る環境性能割及びグリーン化特例の 延長・見直し(自動車税・軽自動車税)
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	〇地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業令和5年度予算概算要求額:1,201百万円地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備(充電設置工事費を含む)の導入を支援する。
相当性	上記の予算	税制改正要望の目的は、環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図るため、エコカー減税のグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減を図り、事業用の次世代自動車だけでなく、環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記の補助金の目的は電気自動車等について、他の地域や事業者による集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、初期需要を促すために購入補助等を行うものである。
	要望の措置の 妥 当 性	これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、 環境性能の優れた自動車の普及促進、自動車の環境負荷の低減 等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となって いる。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多 大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続 きにより、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適 用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当 性が認められる。
- これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	<ul> <li>○新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)</li> <li>年度 R1 R2 R3</li></ul>
2関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_

租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	エコカー減税の導入以降、自動車税及び軽自動車税のグリーン 化特例等の効果と相まって、新車の平均燃費や次世代自動車の 普及率が大幅に向上するなど、自動車のグリーン化が急激に進 展してきている。
前回要望時 の達成目標	_
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	_